

変更後

変更前



京築広域景観計画

～みち文化と清流文化の連帯が奏でる
“豊姫の国”の景観～



京築広域景観計画

～みち文化と清流文化の連帯が奏でる
“豊姫の国”の景観～



令和4年4月
福岡県



平成29年9月
福岡県

変更後

第4章 景観形成基準



変更前

第4章 景観形成基準



変更後

5. 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区です。
 北九州空港周辺は、周田の山々の緑、身近に広がる田園、見渡せる空、周防灘といった豊かな自然の中に、北九州空港をはじめ、新しい街並みが形成されています。そして、訪れる観光客やビジネスマンが最初に九州を感じる場所でもあり、空港を利用して帰ってきた人々が九州に帰ってきたことを実感する場所でもあります。そのため、周辺の美しい自然景観と調和し、訪れる人、旅立つ人、帰ってくる人に心地よい印象を与える、北九州・京築地域の新しい玄関口にふさわしい景観づくりが重要となります。そこで、北九州空港周辺地区を景観形成重点地区と定め、もてなしの景観づくりを目標に良好なまちなみの形成を進めます。

<目標> 新しい玄関口にふさわしいもてなしの景観づくり

方針1

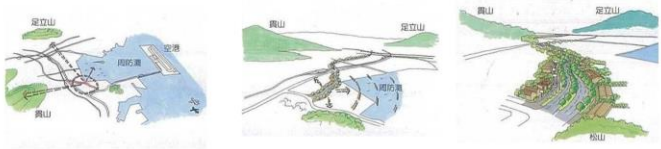
海・山・田園・空への広がりを感じる開放感のある空間づくり
 遠くの間並みと、開放的な田園風景、周防灘への眺望を活かし、訪れた人が九州を体験できる空間、帰ってきた人がふるさとの風景を楽しめる空間とします。

方針2

周辺の風景と調和し、すっきりとしたまとまりのあるまちなみづくり
 周辺の山々のスカイラインや身近な緑などの周辺環境と調和し、緑あふれるすっきりとまとまりのあるまちなみとします。

方針3

新しい玄関口として印象に残る、落ち着いた景観づくり
 沿道に立地する建物等の一つ一つの質を高め、落ち着いた印象に残る景観とします。



変更前

5. 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区です。
 北九州空港周辺は、周田の山々の緑、身近に広がる田園、見渡せる空、周防灘といった豊かな自然の中に、北九州空港をはじめ、新しい街並みが形成されています。そして、訪れる観光客やビジネスマンが最初に九州を感じる場所でもあり、空港を利用して帰ってきた人々が九州に帰ってきたことを実感する場所でもあります。そのため、周辺の美しい自然景観と調和し、訪れる人、旅立つ人、帰ってくる人に心地よい印象を与える、北九州・京築地域の新しい玄関口にふさわしい景観づくりが重要となります。そこで、北九州空港周辺地区を景観形成重点地区と定め、もてなしの景観づくりを目標に良好なまちなみの形成を進めます。

<目標> 新しい玄関口にふさわしいもてなしの景観づくり

方針1

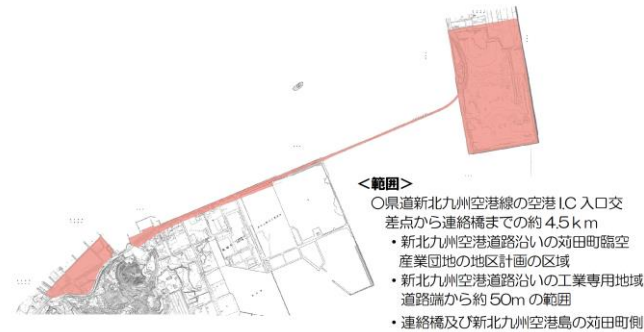
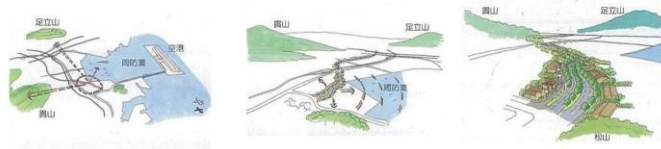
海・山・田園・空への広がりを感じる開放感のある空間づくり
 遠くの間並みと、開放的な田園風景、周防灘への眺望を活かし、訪れた人が九州を体験できる空間、帰ってきた人がふるさとの風景を楽しめる空間とします。

方針2

周辺の風景と調和し、すっきりとしたまとまりのあるまちなみづくり
 周辺の山々のスカイラインや身近な緑などの周辺環境と調和し、緑あふれるすっきりとまとまりのあるまちなみとします。

方針3

新しい玄関口として印象に残る、落ち着いた景観づくり
 沿道に立地する建物等の一つ一つの質を高め、落ち着いた印象に残る景観とします。

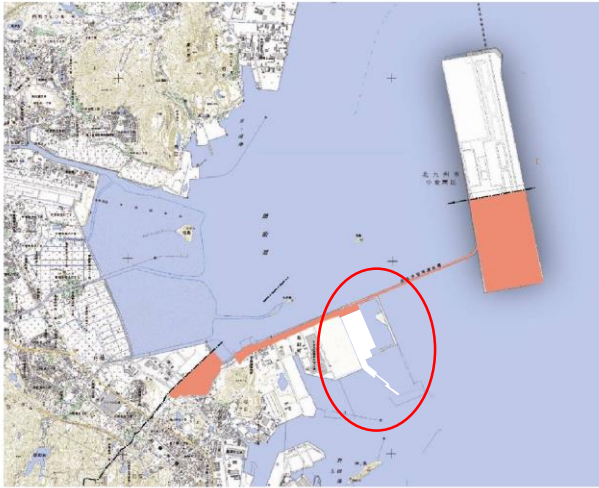


変更後

4. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成重点地区において良好な景観形成を図るため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めるものとし、その内容は次のとおりとします。

■対象区域の範囲（景観形成重点地区）



変更前

4. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成重点地区において良好な景観形成を図るため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めるものとし、その内容は次のとおりとします。

■対象区域の範囲（景観形成重点地区）

